「日本医事新報」別刷

第4458号 (2009年10月3日発行)

第4459号(2009年10月10日発行)

第4460号(2009年10月17日発行)

――制度運営組織を視察して人ウェーデンの医療障害補償制度

(1)(2)(3)



スウェーデンの医療障害補 償制度 (1)

制度運営組織を視察して

財団法人 日本医療機能評価機構

*1 後な

信ん

*2 ーやまなみ 次み 信と

*2神谷瑞恵

*3 上う 田だ

茂げる

紹介する。

ている医師の話も交えて具体的に

の医療障害補償制度の概要を紹介 見を得たので、3回にわたり同国 創設された。本制度の設計や運営

補償などの実態について様々な知 療事故保険会社を視察し、審査や 障害補償制度を運営する自治体医 を受けているスウェーデンの医療

産科医療補償制度が本年1月に

要

冒

する。 第1回では、 スウェーデンの医

価機構が担っている。

補償と原因分析・再発防止の機

関である財団法人日本医療機能評 は、医療分野の中立的な第三者機

度の創設経緯と運営組織について 紹介する。 応するシステム、医療障害補償制 療制度や、医療事故等の苦情に対

における補償の考え方や、審査の 流れについて、 第2回では、 実際に審査を行っ 医療障害補償制度

考とするべく、世界的に高い評価 因分析など具体的な制度運営の参 せられているところである。

当機構ではこの夏に、審査や原

といった点から関係者の期待が寄

紛争の早期解決や医療の質の向上 能を兼ね備えた本制度に対しては、

ど、医療障害補償制度が有効に機 判断されているか、年間1万件に ことができた障害」はどのように 解説する。 高い評価を得ている理由について 能し、医療側・患者側の双方から に審査や補償が行われているかな を積んだ医師であれば、回避する も及ぶ補償請求に対してどのよう 補償の対象となる「十分な経験

けた取り組みとして、補償請求が 審査と補償、および再発防止に向 第3回では、 脳性麻痺に関する

> 情報提供や、 行われた膨大なデータを活用した を紹介する。 た脳性麻痺の再発防止の取り組み 専門家団体と連携し

はじめに

開始された。 である産科医療補償制度の運用 医療分野における無過失補償制度 本年1月に、 我が国で初めての

ことなどにより、紛争の防止・早 期解決と産科医療の質の向上を図 生の防止に役立つ情報を提供する るとともに、 ることを目的としている。 分析を行い、 族の経済的負担を速やかに補償す した重度脳性麻痺児およびその家 本制度は、 脳性麻痺発症の原因 同じような事例の発 分娩に関連して発症

進的取り組みを行っているスウェ 報を得る目的で、この7月27日か ける無過失補償制度の将来的な展 制度の円滑な運営や、我が国にお 般の運営を担っているが、今後の ら8月1日にかけて、世界でも先 望を検討する上での参考となる情 や原因分析・再発防止等の制度全 運営組織である当機構は、

Patient Injury Compensation for

デンの医療障害補償制度

(The

た。 Försäkringsbolag; LOF) Healthcare-Related Injuries) や 運営する自治体医療事故保険会社 Landstingens 多くの関係者から説明を受け Ömsesidiga を視察

> 国でも広く知られているが、 に対する充実した社会保障は我が 医療

本稿では、 LOF視察で見聞し スウェーデンの

も十分でない。

医療安全への取り組みなどについ 医療障害補償制度の仕組みや運用 た事柄を中心に、

スウェー デンの高齢者や障害者

スウェーデン

\$3,202

9.4%

3.58人

10.83人

81.0歳

2.8人

1.85

事故に対する補償制度については 医療関係者に向けた情報が必ずし

(*OECD Health Data 2009: Statistics and Indicators for 30 Countries, **国立社会保障・人口問題研究所:人口統計資料集2009よ り作成)

日本とスウェーデンの医療関連指標の比較

人口1人当たり医療費支出

人口1,000人当たり医師数

人口1,000人当たり看護師数

人口1,000人当たり乳児死亡率

(06年)*

(06年)*

(06年)*

(06年)*

(07年)*

(06年)*

合計特殊出生率

(06年)**

平均余命(男女計)

GDP対比医療費比率

日本

\$2,578

8.1%

2.09人

9.35人

82.6歳

2.6人

1.32

1 県を中心とした 医療制度

て紹介する。

ておく必要がある。 大きく異なっていることを踏まえ た行政の基本的枠組みが我が国と に限定されている。まず、 掌事項は教育や研究などごく一部 議会が多くの権限を有し、 スウェーデンの医療制度は、 こうし 国の所 県

治体、 している。 下、総称して「県」という)が存在 の業務も所管する地方自治体。 る市でありながらランスティング ョンと呼ばれる県と同格の地方自 、内訳は、 国内には21のランスティング つのコミューンと呼ばれ 18の県、 二つの ハリージ

所得税の一部として確保されてい 差は生じていない。 格差があると批判的な報道がされ ることもあり、 県の医療行政を支える財源は、 県によって医療内容は異なるが 県による大きな格 0) 収入の多寡に 県により税

> が市に収められる。 税のうち、 も上る。 25%の国税を支払う必要があるた 額以上の収入がある場合には20~ 高額所得者の税率は約50%に 約10%が県に、 この他、 約 20 % 一定

にとどまる。 からの支出は全体の1~2%程度 より賄われており、 人・企業が加入する民間医療保険 医療コストは原則として税金に 自費または個

病院で占められており、 私立病院が7施設と、 が9施設 (人口100万人当たり ウェーデンでは、 県である。人口約930万人のス の公務員である。 1大学病院)、県立病院が約70施設 務する医師の多くは、 病院の開設主体も、 国立の大学病院 その多くは 県または国 大半が県立 病院に勤

あり、 業医も、 あると言える。 直接または間接的に県の影響下に 交わしているため、 また、 残りも県と業務委託契約を その半数は県の公務員で プライマリケアを担う開 医師の大半は

療関連指標の比較は表1の通りで なお、 日本とスウェ デンの 医

関わらず課税される約30%の地方 率は異なるもの る県税から賄われる。

図1 医療事故等の苦情に対応するシステム

対応等について苦情や不満がある 患者が医療事故や医療従事者の 愚者·家族等 システム に対応する三つの 苦情全般 補償の 処分の Lex Maria 法 請求 に基づく報告 24,000 件 10,000 件 医療障害 保健福祉庁 (県) 補償保険 4,500件 保健医療責任委員会(HSAN)

(ヘルシンボリ病院ホームページより作成)

託を受けた開業医であ 事者の大半は県の公務 前述の通り、 または県からの委 医療従

複数の申し立て方法が用意 るので、

ある。

場合、

2

医療事故等の苦情

されている。 なって受け付けている(図1)。 より主に次の3種の組織が窓口と 苦情の申し立ては、 ①県の患者委員会――苦情全般 その種類

いる。 ry Board)が、 般の受付窓口となって 会 (Patient's Adviso-苦情全

る。 かけを行うことによっ 関や医療従事者に働き その他の医療従事者の 限らず、 て紛争解決を図ってい 有しておらず、医療機 決手段や補償の機能を も含まれる。ただし、 対応に関する内容など 医療事故による障害に 思者委員会は法的な解 この窓口での苦情は 医師や看護師

限されていない。このため、 補償を求めることも可能であるが、 は裁判に訴えることにより金銭的 補償の有無に関わらず、訴権は制 なお、

立てられることは、必ずしも望ま まり雇用主や契約先に苦情が申し に機能しているとされる。 者委員会への苦情申し立ては有効 しいことではない。このため、 医療従事者にとって県つ 患

・00件の苦情が寄せられる。 患者委員会には、年間約2万4

0

各県に設置されている患者委員

づけられており、すべての県立医 障害補償法 (The Patient Injury 対して補償請求が行われる。 療機関はLOFと保険契約を交 医療障害補償保険への加入を義務 Act) によりすべての医療機関が わしている。 ついては、LOF等の保険会社に 医療事故に関する金銭的補償に (2)LOF等の保険会社-補償 医療

る。 のうち約4300件を補償してい 万件の申請を受け付けており、] 国内の約9%の医療事故をカバ しているLOFでは年間約1 ح

医療障害補償制度からの 患者 の要否が検討される。

されることはきわめて少ない。 医療事故に関して民事訴訟が提起 (3)国の保健医療責任委員会

医師等に対する懲戒等 の行政処分

いる。 Board; HSAN) が窓口となって nämnd, が管轄する保健医療責任委員会 が国の厚生労働省の一部に相当) の保健福祉庁 (Socialstyrelsen, 懲戒等の処分を求める苦情は、 (Hälso-och sjukvårdens ansvars 医師や看護師等に対する指導や Medical Responsibility 我 玉

制度がある。重大事故に関する医 は年間約1600件に上る。 療機関から保健福祉庁への報告数 医療機関から国への医療事故報告 その他、 Lex Maria法に基づく

į, SANへと報告が行われ、 例に関しては、保健福祉庁からH 図ることを主たる目的としている。 に対する処分が必要と思われる事 しかし、 生原因に関する客観的な調査を行 Lex Maria法は、重大事故の 同じような事例の再発防止を 医師など医療従事者個人 発



HSANでは、

保健福祉庁から

LÖF. PSRのオフィスが入っているビル

約400件が何らかの指導や懲戒 対象となる。 申し立てが受理され、 回付も含めて年間約4500件 このうち

た事例である。 法に基づき医療機関から報告され れており、 6件が戒告、 この中で30件が免許取消、 その多くはLex Maria 234件が訓告とさ 1 4

は年間1件以下とされる。 なお、 医療事故等の苦情の窓口がそれ 切り離されて運営されている 医療従事者への刑事訴訟

> りそれぞれの取り組みが有効に機 ことが特徴であり、そのことによ 能しているとされる。

3 医療障害補償 制度の経緯

開始された。 年に県の自主的な取り組みとして 医療障害補償制度は、 1 9 7 5

受けることが困難な状況にあった。 く、医療事故による障害の補償を 求訴訟を提起する以外に手段がな つき補償を求めるには損害賠償請 それ以前は、 患者が医療事故に

ŋ

当初は、複数の保険会社による

び、制度が運営されていたが、 共同事業体と県とが保険契約を結

Ε

加盟に伴う欧州共同体競争法

(独占禁止法)の影響により、

県が

なされ、医療機関や医療従事者も ては医療側に厳しい報道が数多く 苦しんでいた。 方、このような医事紛争につい

患者側双方にとって合理的な基準 したのである。本制度の創設によ て、自ら医療障害補償制度を創設 で補償がなされる任意の制度とし 補償を受けられるよう、 止し、また簡単な手続きで患者が このため、県は、医事紛争を防 訴訟の数は劇的に減少した。 医療側、

化に至ったとされる。 患者が本制度による補償を受けら 私立の医療機関が保険に未加入で 年に制度の運営業務を開始した。 年にLOFが設立され、1995 出資する保険会社として1994 れないケースがあったため、 制度となった。これは、 997年には医療障害補償法が 任意の制度として22年を経た後 法律に基づく強制加入 一部の 法制

> するとともに、 入を義務づけている。 に対して医療障害補償保険への 対する患者の補償請求権を明確に 同法は、 医療事故による障害に すべての医療機関

4 制度を運営する LÖFとPSR

る。 資により設立された公営企業であ 前述の通り、 LOFは各県の出

との調整等を行っている。 設立した。以降はPSRが一元的 sonskadereglering AB; PSR) ↔ く形で、 らの保険会社の審査部門を引き抜 社2社に審査業務を委託し、これ まらなかったため、既存の保険会 であるLOFには優秀な人材が集 民間企業の人気が高く、 に審査や補償請求に関する関係者 設立当初は同国全体が好景気で 障害審査株式会社(Per 公営企業

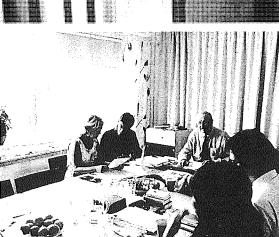
であり、同じオフィスで業務を行 ても職員の募集を円滑に行える環 はともに好調であり、 っている。 %子会社として事実上一つの組織 PSR は現在、 LÖFとPSRの業績 LÖFの100 LÖFとし



膊 論

オフィスの入口とヒヤリング風景 図3





求事案に対し、 であり、彼らは個々の補償請求事 イ・エッシンガー氏を含めて7名 っている。 クホルムの事務所のみで業務を行 行っている。 次のような体制で速やかな補償を 現在、年間1万件に及ぶ補償請 LOFの職員数は、 LOFとPSRは、首都ストッ LÖFとPSRは CEOのカ の 向けの教育や庶務等の業務を担っ であり、 ている。 行っている。残りの約20名が職員 ームアジャスターと呼ばれる) を および関係者との調整業務 また、

に関する業務には4名の職員が専 従している。 医療事故防止や患者安全

系、3分の1が医療系 (看護師等) 1が経済学系、3分の1が法学 職員の経歴や学歴は、 概ね3分

> 転職者が大半を占めている。 であり、現在では保険会社 いからの

両社が合併することとなっている。 境が整ったため、2010年には

ている。

PSRの職員数は、

約100名

そのうち75~80名が審査

(クレ

SRに来て審査を行っている。 ずれも専門領域における実務経験 審査を行っている。顧問医師はい 名在籍しており、医学的見地から を行いながら、週に数時間程度P の豊富な医師であり、日頃は診療 また、非常勤の顧問医師が約80

SRの利益と無関係であり、 とのないよう、医師はLOFやP は審査結果に拠らず時間給として 査をしているとの謗りを受けるこ た対応が行われている。 ケースは担当しない、などといっ って審査資格がないと考えられる いる。また、医師に利害関係があ 顧問医師が医療機関に有利な審 報酬

を得て、 定等の業務を行っている。 スターが担当し、顧問医師の助言 事案につき1名のクレームアジャ 補償請求事案は、原則として1 補償の可否や補償額の決

(*1)財団法人日本医療機能 技監併任、 長·産科医療補償制度運営部 機構医療事故防止事業部部 *2 同 産科医療補償 価

> 産科医療補償制度事業管理者 制度運営部職員、 *3 同 理事



スウェーデンの医療障害補償制度 ②

―制度運営組織を視察して

財団法人 日本医療機能評価機構

後_ろり

信ん

山次 信

上田 茂

神谷瑞恵

度が効果的に機能している大きなおり、このことが医療障害補償制

要因とされる。

である。 dable) 障害」のみが補償対象 の「回避することができた(avoi-

ご裁判に拠らない事務的な手続

後述する。
医療障害補償制度は「十分な経験を積んだ医師であれば、回避することができた障害」を補償の対象としており、「十分な経験を積んだ医師であっても回避することをできなかった障害」を補償の対象とならない。この点については

の窓口であるHSANに行われて 目的としたものであり、医師等の とな責任追及とは完全に切り離 を含む責任追及とは完全に切り離 を含む責任追及とは完全に切り離 の窓口であるHSANに行われて

(2)補償対象の考え方

象となる。補償対象の要件は医療り発生した障害や疾病が補償の対ーデン国内における医療行為によ医療障害補償制度では、スウェ

障害補償法により規定されているが、最も重要で特徴的な点は、「十が、最も重要で特徴的な点は、「十が、最も重要で特徴的な点は、「十が、最も重要で特徴的な点は、「十が、最も重要で特徴的な点は、「十が、最も重要で特徴的な点は、「十分な経験を積んだ医師であれば、回避することができた障害であること」を必要としている。こうした考え方はSpecialist Stan-dardと呼ばれている。
我が国の場合、医療事故の過失は「当該医療機関こおいて明寺とは、当該医療機関において明寺とは、「日前をといる。

表が国の場合、医療事故の過失 は「当該医療機関において期待される医療水準」を判断の根拠とし ているが、本制度では「十分な経 がるため、患者側にとっては補償 いるため、患者側にとっては神質 いるため、患者側にとっては神質 と受けやすくなっている。

基準として支持されている。 をいため、医療機関や医療従事者 ないため、医療機関や医療従事者 ないため、医療機関や医療ができな がった医療事故までは責任を求め ないため、医療機関や医療ができな

「十分な経験を積んだ医師」とは、②十分な経験を積んだ医師

経験豊富な皮膚科の専門医師であ

ける皮膚科関連の医療事故の場合、

となる。

③51%以上の因果関係

れば回避することができたかどう

かではなく、

プライマリケアとし

比べて、

緩やかと言ってよい。す 一般的な訴訟で求められ

要とされるが、不法行為の場合と

医療行為と障害の因果関係も必

なわち、



診療分野の経験が豊富な医師を指

師の水準において回避することが

ての皮膚科の診療経験が豊富な医

験豊富な専門医師、

および当該

す。

例えば、

プライマリケアにお

できたか否かが、

補償可否の基準

補償対象に関する医療障害補償制度と産科医療補償制度の比較

	医療障害補償制度 (スウェーデン)	産科医療補償制度 (日本)	訴訟 (日本)
過失の判断基準	十分な経験を積ん だ医師の水準	問わない	当該医療機関にお いて期待される医 療水準
因果関係	51%以上の因果関 係が必要	必要 (明らかに分娩 に関連がない場合 を除き補償対象)	相当程度の蓋然性 の立証が必要

補償対象外となった主な理由(上位5位)

	理由	割合(%)
1	十分な経験を積んだ医師であって も回避することができなかった	26
2	治療等の医療行為と障害が無関係	18
3	診断ミスではない	17
4	患者に障害が生じていない	6
5	障害発生時点で適用できる保険が ない(時効等)	5
6	その他	29

(Statistics for LÖF 1997 ~ 2004)

カテゴリー

える (表2)。 のある水準が設定されていると言 関や医療従事者にとっても納得感

の通りである。 の主な理由と割合の内訳は、 補償対象外となった約5700件 約4300件が補償の対象となる。 の補償請求を受け付け、このうち、 LOFにおいては年間約1万件 表 3

最近は も含むためと考えられる。 設以来、常に変わっていない。なお 下である年間約500件の いが、これは補償額が免責金額以 る傾向にある。その他の割合が高 請事由とするケースが年々増加す 上位二つは1975年の制度創 「診断の遅延」を補償の申 ケース

あると認められるため、

患者にと 医療機

っては補償を受けやすく、

以上の可能性があれば因果関係が

るレベルの蓋然性ではなく、

51 %

(3)補償対象となる六つの

である。 ゴリーのいずれかに該当する障害 補償対象は、 以下の六つのカテ

れるか。

①治療行為による傷害

として傷害が発生した場合を指す。 最も代表的な補償請求の理由であ 検査や看護、治療の直接の結果 後方視的な観点からの検討の 回避することができたか否

医療機器、

または病院設備の故障

検査、

看護、

治療等に使用する

②医療機器等による傷害

ている。具体的には、 について審査を行い、

じているか。 療行為の結果として傷害が生

④治療は医学的に正しいもの ⓒ 医療行為と傷害との間に因果 関係があるか。 で

あったか。

①後方視的に検証した結果、 避することもできたと考えら 択した手技を異なるやり方で 傷害で治療ができ、 実施していれば、 いられたか。 より少ない 傷害を回

⑧後方視的に検証した結果、 ともできたと考えられるか。 よって、より少ない傷害で治 療ができ、 なる治療法を選択することに 傷害を回避するこ

が決定される。 かが、特に重要な判断基準となっ 以下の項目 補償の可

③スウェーデン国内における医

⑥医学的に認められた方法が 用



間で数例を審査したのみである。

害が発生した場合を指す。 や欠陥、 欠陥的使用方法により傷

まれると判断された事例もある。 等の複雑な機器が含まれる他、ペ の消耗品も含まれる。松葉杖も含 済みのディスポーザブルやその他 め込む物も含まれる。また、滅菌 人工血管、歯科補綴等、体内に埋 ースメーカー、ステント、人工関節、 装置やその他の補助装置が含まれ な器具から、透析器や人工呼吸器 注射器、カニューレといった簡単 る。器具・器械には、メス、鉗子、 医療機器等には、器具・器械、 病院設備には、ベッド、ランプ、

しない使用方法を言う。 ュアル等に定めた通りに作動しな 用方法」とは、取扱い説明書に則 いことを言う。また、「欠陥的使 この場合の「欠陥」とは、マニ

事例は1%未満と稀であり、 れる場合は、LOFに返戻される こととなっている。 責任に基づく損害賠償金が支払わ 医療機器のメーカーから製造物 なお、医療機器等による傷害の

③診断誤りや診断遅延

場合を指す。 まれる。 断基準から逸脱した診断によって 該診療分野の経験豊富な医師の診 はずの症状の見落し、あるいは当 病や傷害が生じた場合と悪化した たため、症状が悪化した場合も含 治療が行われなかったり、遅延し 診断誤りや診断遅延により、 診断時に確認できる 疾

門医師の有する知識を基準に判断 される。 された時点における経験豊富な専 このカテゴリーでは、 診断がな

該当することが多い。 分娩時の障害はこのカテゴリーに 損傷、骨折や脱臼の見落しがある。 典型的な事例には、 腱や神経の

椅子等が含まれる。

により障害が生じた場合に補償対 象となる。 診断遅延については、 診断遅延

延があったことによる実際の症状 なければ期待できた症状と診断遅 との差と規定されている。 「障害」とは、通常、診断遅延が

61

することは、

実際には容易ではな

ずしも身体的な障害を生じさせた とは言えないケースがある。より なお、乳癌では、診断遅延が必

> SEK=約15円。2万5000S 事例でも、 に影響しない限り、身体的な障害 EKは約38万円)が支払われる。 まる可能性がある。そうした苦悩 ければ、再発や死亡のリスクが高 腫瘍増大をもたらした可能性が高 は生じない。しかし、そのような 早期の診断がなされてもその後の や不安を含む患者の精神的苦痛に 治療に影響しない事例では、 ついて、2万5000SEK (1 診断遅延がいくらかの 予後

④感染

腸管や口腔内に常在していた細菌 別の場所から感染したのかを決定 に存在していた細菌によるのか、 れない。しかし、感染が患者の体 場合を指す。したがって、患者の として、患者が病原体に感染した 病原体による感染の場合は補償さ 検査、看護、治療等をきっかけ 既に患者の体に存在していた

を考慮することになる。基礎疾患 される感染の可能性やその重症度 度、患者の一般的な健康度、 審査では基礎疾患の性質や重症 予期

> くなる。もし感染のリスクが無視 性が高いため、補償の可能性は低 されることになる。 程度であれば、 できる程度、あるいは予測困難な が重症であるほど、 補償の基準は満た 合併症の 可

要する基礎疾患等の重症度や治療 価して決定している。 理性を評価することとなり、実際 度との関係を考慮しつつ、発症し 中の感染のし易さと感染症の重症 には種々の診断基準を総合的に評 た感染に対して補償することの合 したがって審査では、 治療等を

る場合等である。 感染が治療結果あるいは治療期間 患が感染よりも重症である場合、 が短期間のみ生じた場合、基礎疾 して感染が起こりうると見込まれ に影響しなかった場合、合併症と スは、感染が小規模であり障害 患者が補償されない具体的なケ

基礎疾患より重症である場合、治 ある状態になったり慢性的な治療 療の状態から見て感染したことが 不合理である場合、 的な状況を挙げてみると、感染が 一方、補償の可能性がある具体 生命の危機の



た感染の場合、

感染のリスクが小

を要したり後遺障害を生じたりし

図3 補償請求書式

| Upgright on patients (VAR GOD TEXTA) | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11 | 10.11

とは無関係に発生する通常の傷害 果がなかった場合等である。 の特定のリスクに限定され、 るので、 療に関連した傷害が補償対象とな る傷害が発生した場合を指す。 くなった、 さく予期できなかった場合、 でないか合理的な評価が難しい。 検査、 ために外科治療の結果がより悪 ⑤治療中の事故 しかし、 感染が容認されるべきかそう 看護、 補償されるのは医療の中 特に重症の心疾患の場 あるいは外科治療の効 治療等と関係の 感染 治療 治 あ

毒等といった治療とは無関係の事く際に生じた傷害のような患者自らが対処しなければならない。同様に、治療と関連するとは考えられば、治療と関連するとは考えられる。

転倒などは補償対象である。誰かの見守り下での歩行訓練時の落、検査中のベッドからの転落、一方、救急車による搬送中の転放による傷害は対象外である。

⑥投薬ミス

医薬品の規制や指導に反した処

図4 補償の流れ

患者

補償請求

は除外される。





書類提出

医療機関

LÖF/PSR

- ▶クレームアジャスタ ・補償請求の受付
- ・補順調氷の気刊 ・医療機関からの情報収集
- 補償可否,補償額の決定



●顧問医師

質問

4

- 書類に基づき審査
- 回避することができたか どうかなどの医学的判断

る補償が検討される。 地責任または医薬品補償保険によ 出た場合は補償対象となる。処方は 正しかったにも関わらず副作用が 正しかったにも関わらず副作用が 正しかったにも関わらず副作用が であったり禁忌であったりし

(4)補償請求から補償可否の

①患者からPSRへの補償請求を行う。請求方法は、所定の書求を行う。請求方法は、所定の書負った時期や施設名、障害の簡単会説明等を記載するだけでよく、の時に、必要な個人情報の入手やな説明等を記載するでけでよく、同時に、必要な個人情報の入手を提出する(図4)。

カルテや画像等につき、患者が受ムアジャスターを決定し、必要な受けたPSRは、担当するクレー患者から補償請求書類の提出を②PSRにおける情報収集

方や投薬により障害が発生した場



●コラム;クレームアジャスターからのお話

PSRにおいてクレームアジャスターの統括 と教育を担当するアシッフ・カッサム氏から話 を伺った。

- ●クレームアジャスターの担当は診療科では なく事案の難易度により振り分けられており、 1件の対応に約40~50時間を要する難しい 事案、1件1時間程度で対応できる簡易な事案。 その中間の事案の三段階に応じて、担当者が 決定される。
- ●産婦人科と精神障害に関連する事案は、より 専門的な知識や経験が求められることから、 専任の担当者にて集中的に対応している。
- ●1件の事案の対応に要する時間は平均10~ 15時間であり、1名当たり年間約200件弱の 補償請求事案を担当している。
- ●PSRにおいては1週間で37.5時間が標準労 働時間とされており、これを超過して勤務し た場合は残業代が発生する。残業代が生じた 場合、PSRにとっては残業代負担が増え、ま た従業員にとっても税金が高額になるため、 残業はあまり行わない。

る。 等の処分に結びつかないからであ Nに通知が行われないため、 合であっても、LOFからHSA らかにミスがあると判断される場 力的であるのは、 提出書類から明 懲戒

償を受けられるよう書類の提出に 者にアドバイスするとともに、補 **OFに対して補償請求するよう患** が発生した場合、多くの医師はL うことは自由であるが、 医療事故

またそもそも県が設立した保険会

医療機関が書類の

類提供に係る約定を定めており、

LOFは県議会との間で予め書

は行わない。

備がある場合、

原則として文書に

て照会を行い、

面談やヒヤリング

患者がHSANに申し立てを行

要とされる。提出された書類に不

察した産婦人科医の意見書等が必 ー)、小児科の記録、妊娠中に診 記録、CTG (胎児心拍数モニタ 診した医療機関に提出を依頼する。

提出に協力しないことは稀である。

多くの医療機関が情報提供に協

必要な情報は事案により異なる

例えば脳性麻痺の場合、

分娩

患者は満足し、 となく解決に至っている。 れるため、 応じている。結果として、 HSANに通知するこ 良好な関係が築か

③六つのカテゴリーへの分類と 医師への質問シートの作成

には、 を正しく診断できなかった場合、 何をいつすべきであったか、とい 原因と考えられるか、患者の症状 枚程度) を作成する。質問シート た医師への質問シート(A4判3 つのカテゴリー毎に予め分類され った質問項目が記載されている。 た情報を基に論点を絞り込み、六 クレームアジャスターは整理し 例えば治療等が障害の主な

④医師による審査

が審査を行う。 ほぼすべての事案につき、 医師

度のペースで審査を行う。 記載する。 事案であっても、 あれば1時間に3件程度、 く、カルテ等の書類のみで審査を の医師が患者を診察することはな が、原則として1名で行う。 行い、その医学的判断をシートに 審査は、該当する診療科の医師 医師は、 1時間に1件程 簡易な事案で 難しい 担当

多くの 5件程度であり、 案のうち、 は年間約2200件の補償請求事 カ月~2カ月に1回、 合に限られる。 行うが、例えば整形外科において |顧問医師全員が集まって合議を めて判断が困難な事案は、 合議にかけられるのは 極めて特殊な場 当該診療科

1

⑤補償可否の決定

8カ月までには約8割の事案が決 間を見ると、6カ月以内に約7割 定している。 請求から補償可否の決定までの期 を決定し、 クレームアジャスターは補償可 医師による審査結果を受けて、 患者に対して通知する。

用しており、 補償額の一部は年金払い方式を採 点で、補償額が決定される。また この場合、 定した障害であっても、後遺障害 した場合は、 行い、将来障害程度が確定した時 後遺障害の程度を基準に仮払い が同時に決まらない場合がある。 程度が確定しないため、補償額 なお、補償対象とすることを決 その時点で見込まれ 補償額が変更される 将来障害程度が改

こともある。



(5)

審査結果に不服が

Patient Claims Panel) し立てることができる。 と判断された事案や、 る患 者不服審查 委員会

る場合、 PSRによる審査結果に不服が 患者は、 国が設置して に不服を申 補償対象

ある場 会では再審査を行い、その結果を 案のうち、 であっても補償額に不服 LOF等に対して勧告する。 し立てされる。 年間約1000件が申 患者不服審查委員 がある事

> 年間約1 覆ってい 0

訴訟に至るケースは極めて稀で年 制限するものではない また、 有無に関わらず、 医療障害補償制度は訴 患者は裁判 ため、 しかし、 補

償の に訴えることもできる。

の委員会の勧告には強制力は のの非常に尊重されており、

件につき審査結果が

ÖFとなる。

LOFは2名の法律

委託を受けているため、

その多くは補償可否の 間10~15件程度であり、

争いではなく、 者が勝訴するのは年間 勧めることも多く、 の多寡が争点となって 1~2件程度とのこと . る。 裁判所は和解を 補償額 患

である。 とは、医療障害補償制 訴訟の数が少な

機能していることの証 訟には多額の費用を要 度が信頼され、 左であるが、 同時に訴 有効に

LiOFは医療機関の開 訴訟に至った場 合 される。

することもその一

因と

専門家を職員として雇用してお 故や労働災害における損害賠償と 彼らが中心となって対応する。 医療障害補償制度は、 (6)補償の水準 自動車

までの費目を積算して算出される。 る。補償額は、主に以下の①~⑤ 同一水準で補償額が決定されて

円) である。 1日当たり77SKR 0 S K R 払われる。 謝料として1日当たり一定額が支 に当たっては、 ①苦痛等に対する慰謝料 医療事故による障害を治療する (約20 入院は1日当たり13 苦痛等に対する慰 0 0 (約120 円、 外来は

②後遺障害に対する慰謝料

これは自動車事故や労働災害、 支払われる。スウェーデン保険連 訟でも同様である。 合が定めた基準に従い、後遺障害 後遺障害の程度に応じた慰謝料 有無等により補償額が決定される。 〔喪失率〕と、 程度に応じたパーセンテージ 後遺障害が残存した場合、 患者の年齢、 就労の

トム・ベルグ氏(外科医)

●臨床経験35年のベテランであり、スウェーデンを代表する大学病院である カロリンスカ研究所において長年臨床に携わってきた。

ている医師の視点から、制度がどのように映っているか紹介する。

●コラム;審査医師からのお話●

審査を担当する外科医師と整形外科医師から話を伺った。実際に審査を行っ

- ●20年以上前に、学会を通して依頼があり、この仕事を始めた。現在は週に2回、 1回につき3~4時間程度PSRに来て、審査を行っている。
- ●外科の顧問医師は3名である。
- ●審査においては患者を診療することはせず、カルテ等の書類から判断する。 治療した医師に会うことはないが、意見書の提出を求めることはある。コク ランレビューやその他の文献も参照しながら、医師として「おそらくこの ようなことであろう」という意見を述べる。
- ●審査は、PSRのクレームアジャスターが作成した質問項目に対して、「はい」 「いいえ」「答えられない」のいずれかをチェックする。事案によっても異な るが、質問は簡素化が進んだ結果、現在では10問程度になっている。
- ●意見書を添付することもある。裁判ではないので、責任追及ではなく事実の 確認を行っている。

アンドレ・スタルク氏 (整形外科医)

- ●调 1 回、2~ 4 時間程度 PSR に来て審査を行っている。メールを活用するこ ともある。
- ●整形外科は15名程度の顧問医師がいる。
- ◉審査においては、回避することができたかどうかを後方視的な視点で判断 するため、当時の医療技術等に関する文献を調べることは多い。
- ●整形外科分野では裁判にならずに和解することが多いが、訴訟になった場 合、10件中8件はLÖFの主張が認められている。

償責任の履行も含めて 主体である県から補

被告は

L



2002~2008年の平均補償件数と補償額の割合

衣4 2002~2000年の十万冊貝仟奴と冊貝嵌の司口						
診療科	補償	補償額 (割合;%)				
	件数(件)	割合(%)				
整形外科	920	24	23			
一般外科	450	12	10			
産婦人科	310	8	25			
プライマリケア	320	9	7.			
一般・専門歯科	530	14	2			

(Stockholm County Council Notifications for the year 2002 ~ 2008より作成)

医療費や薬代、

介護に伴う

罰的損害賠償の概念はない。 対する慰謝料や、 いわゆる懲

払われる額を超過して介護等に要 して支払われる。 する費用がある場合、 超過分に対

③追加で必要になった医療費

⑤逸失利益

要する医療費や薬代、さらに通院

|療事故による障害の治療等に 通院交通費

われる。 者が65歳になるまで毎年1回支払 当との差額が逸失利益として、 られるはずだった利益と、 たであろう収入により算出される。 もし後遺障害がなければ本来得 事故が起こらなければ得てい この他、 補償額は後遺障害の程度 医療行為や、 疾病手 医療 患

成されていることから患者負担額

その超過分は社会保障から助

上限を限度に支払われている。

④介護等に要する費用

介護助成金や障害助成金から支

れらは患者負担額の上限が設定さ

交通費が支払われる。

ただし、こ

ち切られる。 用や近親者の精神的苦痛に対 患者が死亡した場合、 する慰謝料が支払われる。 行為による障害の結果として 逸失利益等の支払は打 葬儀費 た

住宅改造費、 '充当することはない。 -椅子の購入費、 介護用ベッドや

支払われるが、医療障害補償 介護助成金等は社会保障から 度から国の社会保障に対し ちなみに、 死亡した本人に 疾病手当、

> 礎額の100 200倍、 当たり支払限度額 3万円)の免責金額と、患者1人 適用される。 毎年決定される) の20分の1 (約 (社会保障や年金等の 事故当たり支払限度額 なお、 補償額には、 約1億2000万円)、 ŏ O 倍、 物価変動に応じて (物価基礎額の 約6億円)が 給付額の算 物価: (物価基 基礎額

> > である。

全体に占める割合は表4の通

診療科ごとの補償件数と補償額

(7)100億円の財源と65億円 の補償

県は、 る。 源は、 等による保険料の差は設けられて 成はない。 いない。 険料収入は年間100億円弱とな 930万人であるため、 ている。 保険料として毎年LOFに支払っ LOFの医療障害補償制度の 県や病院、 住民1人当たり約10ドルを 地方税により賄われている。 なお、 スウェーデンの人口は約 診療科毎に事故率 国からの資金の助 年間の保

平均補償額は約150万円となる。 K 補償対象件数約4300件に対し て支払総額は約4億3500万S 2008年のデータで見た場合、 R (約 65 (億円) で、 1件当たり

度に満たない低額なケースである。 あるが、 補償額が数千万円に上る事案も 大半は補償額が30万円程

これは、 補償件数では約8%だが、 の多くを占めている。 比べ高額なためである。 害が含まれ、 では全体の約4分の1を占める。 整形外科や一 産婦人科には分娩時の障 補償額の単価が他に 般外科が補償件数 産婦人科は 補償額

と少ない。これは、 が多いことによる。 る障害が一 いものの、 方、 歯科は補償件数が比 般に比較的軽微なもの 補償額では2%程度 歯科治療によ 較

では、 される傾 悪化の影響により社会保障が削減 なっている。 制度の補償額は比較的低い水準と されるため、 害の治療や介護等に対しても給付 L Ö F スウェーデンの手厚い社会保障 医療事故が原因となった障 の負担が増大しているとさ 向にあり、 その上乗せである本 しかし、 これに伴って 近年の景気

れる。



スウェーデンの医療障害補償制度 (3)

制度運営組織を視察して

財団法人 日本 医 療機能 쬼 価 機構

後点

信ん

山やまなみ

神谷瑞

恵え

上う 田だ 茂げる

6 脳性麻痺に関する 審査と補償

けた。 行っているか、PSRで脳性麻痺 部門の統括責任者を務めているエ 償請求についてどのような対応を 婦人科、特に脳性麻痺に関する補 ヴァ・ドゥーバン氏から説明を受 対象とした制度だが、このうち産 医療障害補償制度は全診療科を

(1)脳性麻痺に関する審査

程度の補償請求が行われている。 このうち75件~100件が、分娩 産婦人科全体では年間365件

> もの障害には、低酸素による脳障 時に子どもに生じた障害で、 と同様の水準と見られる。 2人程度とのことであり、 き損傷、 は母親に関するものである。 補償対象となる。なお、 、発症率は出生1000人当たり 帝王切開の手技ミス、 死産等があり、 脳性麻痺 約45%が 引き抜 我が国 子ど 残り

ている。 門的な知識や経験が求められるこ とから、 スターは、審査等において特に専 産婦人科領域のクレームアジャ 経験豊富な職員が担当し

他の疾病や障害の場合、 審査す

となり、 見解が合致すればその見解が結論 科医が別々に審査を行う。2名の 陣痛促進剤の使用等に関して検討 TG(胎児心拍数モニター)の解釈 分娩等の方法の選択の適切性、 3の産科医に意見を聞く。 る医師はそれぞれ1名だが、 は5名である。 が行われる。なお、 による審査では、帝王切開や吸引 人科領域ではまず、必ず2名の産 相違する場合はさらに第 顧問の産科医 産科医 産婦 С

師であれば、回避することができ 結果、「十分な経験を積んだ医 脳性麻痺に関する産科医の審査

> 果関係等について審査を行う。 科医が、そのことと脳障害との因 はその時点で障害程度が確定して 償対象となるが、 関係があると判断された場合は補 た」と判断された場合、 決定できないことがある。 歳の時点で見直しのための診断を た、必要に応じて就学時および18 れに応じた補償額を算出する。 った時点で障害程度を確認し、 いないことが多いため、 行い、障害程度に変化があれば補 小児科医により51%以上の因果 原則として子どもが4歳にな 脳性麻痺の場合 次に小児 補償額を このた ま

(2)高額な補償額

償額の変更を行う。

額なことによる。 害に対する慰謝料と逸失利益が高 傾向にある。これは主に、 の障害に比べ、概して高額になる 脳性麻痺に対する補償額は、 後遺障 他

ものの、3500万円程度になり、 0) の逸失利益も患者により差はある 万円)が支払われる。また、 して170万SKR (約2500 99%であり、 脳性麻痺の後遺障害程度は最高 時金の慰謝料と 将来



60

50

40

30

20

10

0

0

1,000

2,000

3,000

補償請求件数

いる。

股関節の手術における病院ごとの補償請求件数と退院患者数の分布

償制度による患者に対する補償を LÖFとPSRは、 医療障害補

7.再発防止の取り組

み

7000万円程度の補償金が支払 重度の脳性麻痺児1人につき合計 は間接的に、 主要業務としているが、 支援等を行っている。 析や再発防止の取り組みに対する 医療機関での原因分 直接また

われる。

①医療事故データベースの

病院への提供 Fには、 る補償請求が行われる。 年間約1万件に上

LÖFでは、

すべて

補償請求事案に関す

内容、 り組みに寄与している。 この蓄積されたデータ との補償請求事案に関 体制の改善に向けた取 や再発防止、医療提供 を病院に提供すること る情報を蓄積しており、 して定期的に提供して Medical Officer) に対 償可否、 する障害の発生時期、 病院の患者安全責任者 情報をデータ化し、 あるCMO (Chief 具体的には、病院ご 病院での原因分析 程度、 国民番号等の 部位、 各 補

4,000

退院患者数

5,000

6.000

ŋ する情報も提供されている。 が促進されるよう、 較することで医療安全の取り組み されている。また、他の病院と比 術件数と補償請求件数の関係や、 分かりやすいよう、 サイトに悪用されたことなどによ も一致しないことや、ランキング 率と医療事故の発生率とは必ずし れていたが、 各病院の補償請求件数等が公表さ はLOFのホームページにおいて 係をグラフ化するなどの工夫が施 補償請求件数と補償対象件数の関 現在は一般への公開は行われ 補償請求事案の発生 他の病院に関 病院ごとの手 以前

7,000 8,000

の 0) ラインである。 線が補償請求率の低い下位25%

これらの情報は、

医療従事者に

場合もあるため、 患者にとって補償請求しやすい風 施設と比較して自施設の状況を認 については各病院の判断に任され 通しの良い環境が整備されている 請求率が高いからといって一概に ることができる。もっとも、 識 ている。 医療安全に問題があるとは言えず、 データを受け取った病院は、 必要に応じて対策を検討 この情報の活用 補償 他

め 報は保健福祉庁が公表しているた て有益な分析を行うことができる。 なお、 (2)病院で積極的に行われる そのような統計情報を入手し 年間退院患者数の統計

R C A

se Analysis) は、 取り組みであるRCA (Root Cau-施されている。 者安全責任者を中心に自主的に実 提供を受けた各病院において、 病院での原因分析や再発防止の LÖ Fより 情報

発生した原因を突き詰める手法で かけることにより、 R C A は 「なぜ」を繰り返し問 医療事故が

る。 者数、 ていない。 請求率の平均値、 数の分布を示したものであり、 院ごとの補償請求件数と退院患者 者に提供されるデータの一例であ 軸が補償請求件数、 かけての股関節の手術における病 求率の高い上位25%のライン、下 図5は、 2002年から2007年に 3本の線は、 丸印がそれぞれの病院を表 各病院の患者安全責任 中央の線が補償 上の線が補償請 横軸が退院患 縦

Blame" すなわち 「誰がやったの あ 考え方が徹底されている。 か」という責任追及とは切り離す ý, ここに おい ても"No-

払っている。 を促進するインセンティブとして、 万SKR (約15万円) を病院に支 補償請求事案について病院がRC Aを実施した場合、1件につき1 LOFは、病院におけるRCA

(3)脳性麻痺に関する医療安全 プロジェクト

発防止に向けたプロジェクトが実 響が大きい医療障害について、再 施されている。 たLOFにとっても運営面での影 患者にとって影響が大きく、ま

OFの収益にとっても影響が大き の取り組みが行われている。 る補償請求事例の分析と再発防止 いことから、 年間支払額の20~25%を占め、 が高く、また医療障害補償保険の 障害は人道的に再発防止の必要性 中でも、脳性麻痺を含む小児脳 過去の脳障害に関す

する472事例の中で、分娩中に Ö Fに報告された小児脳障害に関 990年から2005年にL

発症原因の分析が行われた。その た177事例について、 生児蘇生術の誤りが、主な脳障害 判断遅延等不適切な分娩方法、 進剤の不適切な使用、 回避することができたと判断され の発症原因であるとされた。 CTGの解釈誤り、陣痛促 帝王切開の 新

rics and Gynaecologyで発表され 2月のBritish Journal of Obstet-ている。 て行われ、研究結果は2008年 スウェーデンの代表的な大学病院 であるカロリンスカ研究所におい た補償請求事案のデータを基に、 この研究は、LOFに蓄積され

向上のプロジェクトが進められて て、LOFと連携し、分娩の安全 児科医会、 スウェーデンの産婦人科医会、小 改善に取り組むべきとの考えの下、 0年にかけて、医療専門家が自ら 11 さらに、2007年から201 、 る。 助産師会が主体となっ

が作成された。質問項目は、@組織 より、セルフアセスメントシート まず、 産師によるリサーチグループに 産婦人科医、小児科医、

る。

月以内に改善策を策定し、報告す

① 記録、 ①技術の活用、 **しコミュニケーション、**©技量、 るものである。 ®フォローアップに関す ®医薬品の管理、

Ö

他の緊急時の対応、医療事故発生 剤の取扱い、胎児機能不全やその モニタリングの読み方、子宮収縮 5・図6)。このシートは、スウ 項目の質問が設定されている(表 全管理、 後の患者・家族や医療従事者への ク評価、他の言語による意思疎通 48病院すべてに送付され、各病院 エーデンで分娩を取り扱っている 対応、医療従事者の確保や医療安 具体的には、妊婦や胎児のリス 文書管理などに関して26

られ、 auditor) が、セルフアセスメント において自己評価が行われた。 を行い、 シートに基づき詳細なヒヤリング 院に派遣された監査者 (Medica) 査者によるレポートが取りまとめ 発見された問題点については、監 次に、産婦人科医会等から各病 全48病院で共有される。 監査を受けた病院は、 問題点を発見している。 6 カ 농

> するとともに、 脳障害児2名に対する補償コスト 組みをバックアップしている。こ 相当であり、LOFにとっても有 れらの支援に係るコスト総額は ティブを支払うことにより、 て1万5000ユーロのインセン ロ、改善策を実施した病院に対し 加した病院に対して5000ユー 益と見られる。 Fは監査者の派遣費用等を負扣 これらの取り組みに対して、 プロジェクトに参 L

して、 9年8月にリリースされ、 Web上の研修ソフトウエアを開 協力してCTGの解釈に関する 受けて、LOFは前述の3団体と 分析の結果、CTGの解釈誤りが いる。 無料で使用することができるとの 発した。この研修ソフトは200 大きな要因の一つであったことを は、胎児管理の質の向上を目的と ことである。ソフトウエアの内容 み方等を学習できるようになって また、小児脳障害の発症原因 デン国内の医療機関であれば、 基本的な知識やCTGの読 スウェ

具体的には、 胎児、 子宮、羊膜

論

セルフアセスメントシートの質問事項 (抜粋)

- ○電話で助言するためのセルフアセスメントについて
 - a. リスクアセスメントを行うための方法/ガイドラインはどのような ものですか?
 - b. 助言の内容の根拠となる方法/ガイドラインはどのようなものです か?
 - c. 上記a, bが貴院において遵守されていることを、どのように確認 していますか?
- ○正常分娩のモニタリングについて
 - a. 貴院におけるスタッフによる妊婦の観察、陣痛の状態、胎児モニタ リングに関する方法/ガイドラインはどのようなものですか?
 - b. 貴院においてそれらが遵守されていることを、どのように確認し ていますか?
 - c. 貴院では、分娩の進行の評価に関する方法/ガイドラインはどのよ うなものですか?
 - d. 貴院においてそれらが遵守されていることを、どのように確認し ていますか?
- ○緊急事態に対応するチーム (分娩、麻酔、手術、小児科)や超緊急帝王 切開への対応について
 - a. 貴院における方法/ガイドラインはどのようなものですか?
 - b. 貴院においてそれらが遵守されていることを、どのように確認し ていますか?
 - c. 貴院では、どのようにして医療チームが専門知識を共有している ことをどのように確認し、また連携や意思疎通を深めることを促 進していますか?
- ○貴院では、患者が患者の権利に基づいた情報を受け取れることや、障 害の発生の疑いがある場合にどのような組織に依ればよいかという 情報を受け取れることを、どのように確認していますか(PSR、医療 団体の患者オンブズマン、患者委員会、HSAN、保健福祉庁への報告)?
- ○貴院では、必要な知識や技術を持った医師や助産師が、1日24時間そ して休日にも適切に配置されていることをどのように確認していま
- ○文書化による記録には規制が存在します。貴院では、それらの規制や 患者情報法が遵守されていることを、どのように確認していますか?

習できるようになっており、 常と胎児の生理学的! とのことであ 質問と回答等) の に演習問題 リスク評価等)、 (CTGの波形、 が 用 胎児 意され 反応などが学 心拍 ている 病歴、 の異

TGモニタリングに関する推奨事

具体的な波形の分類や読

Variability, Ac-

CTGの演習用教材としては、

を歴史、

スウェーデンにおけるC

リングの基礎知識(CTGの導入

膜・ 胎

・羊水、

ガス交換、

酸塩基平衡

0)

解剖と生

理

(胎児循

環

羊

celeration,

Deceleration,

そ

ħ

等の基礎知識、

CTGモニタ

教材 でおくべきいくつかのパターン は異常パターンのCTGで、 答して学ぶ教材、 臨床経過に対して、 例 (オキシトシンの過剰投与の (c))実際の **し正常、** 事 自らの 例 の ある ${\operatorname{C}} \operatorname{T} \operatorname{G}$ 学ん の

を活用して、 (a) 実際 の 事例 設定された質問に回 のCTGや臨床経過

を試すことのできる教材などが

意されているとのことである。

まとめ

3 ることで、 特に強く印 回にわたりスウ 象を受けた4 本稿の結びとし 仕組みや運 エ 1 デン この 点を 0 用 中

述べ 現状と経緯を紹介したが、 で、 療障害補償制度の

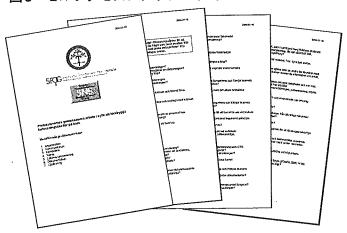
(1)

No-Blame

for Doctors

療障害補償制度ではNo-Bla

図6 セルフアセスメントシート イメージ



日本医事新報 No.4460 (2009年10月17日)



me for Doctors, すなわち医療従

LÖFのCEOであるカイ・エ

提供が滞りなく行われ、患者は補 事者の責任追及を行わないことが 医療従事者は懲戒等を恐れること 償を受けやすくなっており、 れる。懲戒等の処分と補償とが完 推進に大きく寄与していると思わ 的に医療障害の補償や医療安全の 徹底されており、このことが結果 なく積極的に協力している。 医療障害補償制度への報告や情報 全に切り離されていることにより、 また

> みが有効に機能していると繰り返 障害補償制度や再発防止の取り組 切り離していることにより、 ッシンガー氏も、 し話されていた。 補償と懲戒とを 医療

(2)社会保障等を基盤とした 制度

会保障の基盤の上に運用されてい N等の苦情受付制度や、手厚い社 組まれているのではなく、HSA 医療障害補償制度が単独で取り

> 有の事情により、この制度が有効 病院であるというスウェーデン固 に機能していると思われる。 ること、また病院の大半が自治体

(3)簡易な審査と納得感のある

以内に補償可否を決めるためには、 年間1万件に及ぶ補償請求に対応 医療事故による障害を対象として 簡易に実施されている。すべての 補償可否を決める審査が比較的 また申請の受付から概ね半年

れる。

HISS

カイ・エッシンガー CEO(上)

両国の会合出席者(下)

補償基準

簡易な審査は必須であると考えら

り、 を補償の基準としていることによ いると考えられる。 れ、また比較的低コストですべて て納得感のある基準として支持さ こと」や、「51%以上の因果関係 回避することができた障害である 分な経験を積んだ医師であれば、 また、 医療分野での補償を実現できて 患者側と医療側の双方にとっ 医療障害補償制度は「十

査の方法や補償の基準を考える上 財源はより大規模となるため、 検討する場合、補償対象の件数や 我が国において無過失補償制度を 約14倍であることを考慮すると、 で学ぶべき点は多い。 我が国の人口はスウェーデンの

(4)専門家団体との協力による 再発防止

る点も印象的であった。 Web等を活用し、 ながら、再発防止に取り組んでい LOFが専門家団体と協力して、 情報発信を行い

補償請求事例のデータが効果的に においては、 原因分析・再発防止の取り組み 年間1万件におよぶ

MARTINITIAN

□■□対 文□■□

1) Berglund S, et al : BJOG 115 : 316, 2008. **2**) 松良基広, 他: 医療の質·安全学会誌 4:48, 2009. 3) 伊集守直, 他:経営と情報(静岡県立 大学·経営情報学部/研究紀要抜冊)21(1), 2008. 4) 伊集守直:厚生労働科学研究費補助 金医療安全・医療技術評価総合研究事業「国内 外における医療事故・医事紛争処理に関する 法制的研究」平成19年度総括・分担研究報告 書, 2008, p213. 5) 千葉華月: 損害賠償法の軌 跡と展望(円谷 峻, 他編), 日本評論社, 2008, p227.

□■□インターネット資料□■□

在日本スウェーデン大使館ホームページ http://www.swedenabroad.com LÖFホームページ

http://www.patientforsakring.se/ ヘルシンボリ病院ホームページ http://www.helsingborgslasarett.se

情報と保護者からの意見を十分に の原因分析や再発防止を行ってい ンティブの設定等による支援を行 体等による自主的な取り組みが尊 原因分析は、分娩機関からの 補償とともに脳性麻痺発症 我が国の産科医療補償制 患者の立場の有識者等か 産科医、 病院や医療関係団 小児科医 度に いことが、医療機関や医療従事者

度は、

確認した上で、

個々の事例につき医学的評価を行 ら構成される原因分析委員会で、 って、その結果を分娩機関と保護

Ö Fは必要な情報の提供やインセ 者を中心に取り組まれている。 活用され、

各病院の患者安全責任

L

うのみであり、

重されている。

さて、

torsの考え方で責任追求を行わな うな原因分析・再発防止を行うた 者にフィードバックする、 可欠であるが、スウェーデンの制 めには、分娩機関の協力が必要不 産科医療の質の向上に寄与するよ な取り組みである。制度創設の目 的である紛争の防止・早期解決と 透明性の高い、我が国独自の丁寧 おいてNo-Blame for Doc-という

えられる。 にとっても有益な結果をもたらし ており、 協力的な姿勢につながり、 学ぶべきものが多いと考

氏 シンガー氏、 関して非常に熱心にご説明いただ の岡部史哉一等書記官、 とともに、本視察にご協力いただ 氏、トム・ベルグ医師、アンドレ・ ゥーバン氏、 させていただきたい。 日動火災保険株式会社の小松利彰 いた在スウェーデン日本国大使館 スタルク医師に感謝を申し上げる いたLOFのCEOのカイ・エッ て御礼申し上げ、 最後に、 増永淳一氏、 PSRのエヴァ・ アシッフ・カッサム 他関係各位に改 本稿の結びと 東京海上 ኑ

医療障害補償制度等に